

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
040010	「意匠権及び商標権の登録出願手続」の知的財産管理技能士資格を有する行政書士への開放	行政書士法(昭和二十六年二月二十二日法律第四号)第1条の2	(業務) 第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。 2 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「意匠権及び商標権の登録出願手続」を行う。	弁理士は産業財産権(特許・実用新案・意匠・商標)の登録出願手続を独占しているにもかかわらず、絶対数が少なく、しかも都市部に集中・偏在しており、弁理士が少ない「弁理士過疎地域」では弁理士はサービス供給義務を果たしておらず、企業は不便を強いられている。行政書士は全国に4万人いる地域密着の法律専門家であり、知的財産業務として、産業財産権の権利変動登録手続、植物新品種及び著作権の登録手続、ライセンス契約書等の作成・交渉を行っており、行政書士は知的財産権全般に関する一定の実務能力が担保されている。さらに、知的財産管理技能士資格を有する行政書士は「意匠権及び商標権の登録出願手続」における相当の能力が担保されている。「弁理士過疎地域」における企業の利便性の向上の観点から、知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「意匠権と商標権の登録出願手続」を行えるようにすべきである。	-	-	行政書士法上、「意匠権と商標権の出願手続」業務に係る特段の規制はない。						0 0 0 0 1 0 1 0	個人	香川県	総務省 経済産業省	
040020	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」の明確化	行政書士法(昭和二十六年二月二十二日法律第四号)第1条の5第2号	第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第2条第3号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。))に関する行為 二 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第2条第3号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。))に関する行為 三 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第2条第3号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。))に関する行為	行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」を、行政書士法に「行政書士は契約の締結の代理若しくは媒介を行い、若しくはこれらに関する相談に応じることと業とすることができる。」と規定する。	行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」について、総務省の公権解釈として、「直接契約代理を行政書士の業務として位置づけるものではないが、行政書士が業務として契約代理を行い得るの意味を含むものであると解される。」(総務省行政課二瓶博昭「行政書士法の一部改正について」地方自治646号92頁2001年)とある。 「行政書士の紛争性のない契約締結代理業務」を明確にするため、行政書士法に「紛争性のない契約締結代理業務」を規定すべきである。 弁理士の「紛争性のない契約締結代理業務」は、弁理士法第4条第3項に規定されており、参考になる。 「紛争性のない契約締結代理業務」は弁理士法第72条に抵触しない。	-	-	行政書士法上、「紛争性のない契約締結代理業務」に係る特段の規制はない。						0 0 0 1 0 2 0	個人	香川県	総務省 法務省	
040030	行政書士への行政不服審査代理権の付与	行政書士法(昭和二十六年二月二十二日法律第四号)第1条の3	第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第2条第3号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。))に関する行為 二 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第2条第3号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。))に関する行為 三 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第2条第3号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。))に関する行為	行政書士へ行政不服審査代理権を付与する。	政府規制改革会議が決定した「更なる規制改革の推進に向けて～今後の改革課題～(平成21年12月4日)」に「行政書士への行政不服審査代理権の付与」が例示されている。 行政書士は「官公署提出書類作成・提出手続代理」を行う行政手続の専門家であり、行政不服申立てに関しても、不服申立書等作成は、現行法上、行政書士業務とされている(兼子仁東京都立大学名誉教授「行政書士法コンメンタール」25頁・2004年)。一貫して関与してきた事情に詳しい行政書士が、現行法上の不服申立書等作成・提出手続代理にとどまらず、引き続いて行政不服審査手続代理を行うことで、国民の権利保護や利便性の向上に資することができる。 行政書士以外の間接法律専門職種(司法書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、社会保険労務士)は、その意用試験科目に行政手続法や行政不服審査法が出題されていないにもかかわらず、すでに一定の行政不服審査手続代理が認められている。一方、行政書士試験科目には行政手続法や行政不服審査法、行政事件訴訟法が出題されており、行政書士には行政不服審査手続代理を行う十分な法律知識・専門的能力が備わっているにもかかわらず、未だに行政書士に行政不服審査手続代理が認められていないのは不合理である。	F	-	行政書士に対する行政不服審査の代理権の付与について、行政書士の専門性を活用するという観点が必要である。行政機関に提出する許認可等の申請書類の作成・提出を行い申請内容を熟知する行政書士が、依頼者の意向に基づきそれらに関わる行政不服審査申立も含め一貫して取り扱うようになれば、行政不服審査制度の活用が促進され、国民の利便性の向上が図られるとの見解もある。他方、行政不服審査の手続は、裁判手続と同様に争訟手続の一つであり、当該手続について代理権を付与するためには、当該手続において法的主張等を依頼者の立場に立てて適切に展開する能力を有していることが前提とならなければならない。したがって、総務省は国民に身近な行政書士が行政不服審査手続に関与できるようにすれば、行政不服審査制度が国民にとって真に使い勝手の良い制度になり、権利救済にも資するのではないかと問題意識を踏まえ、行政書士の業務における実績等を注視し、行政不服審査における手続代理を認めることの課題や国民の利便性の向上等を見極めつつ、行政不服審査における手続代理を的確に行うための専門能力の確保を図りつつ、関係機関とも連携を図り、行政書士への行政不服審査の代理権の付与について、検討してまいりたい。						0 0 0 0 1 0 3 0	個人	香川県	総務省 法務省	